

平成27年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成27年3月24日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1番 北村五十鈴	2番 稲垣 誠亮
3番 栢木 進	4番 岩井智恵子
5番 中塚 尚憲	6番 山本 剛
7番 太田 健一	8番 野並 享子
9番 東郷 正明	10番 上杵 種雄
11番 欠 員	12番 市木 一郎
13番 丸山 敬二	14番 鈴木 市朗
15番 矢野 隆行	16番 梶山 幾世
17番 河野 司	18番 坂口 哲哉
19番 高橋 繁夫	20番 立入三千男

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	中島 宗七	総務部長	川端 弘一
市民部長	富田 久和	健康福祉部長	井狩 重則
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	遠藤 伊久也	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	田中 善広
政策調整部次長	野玉 義弘	総務部次長	上田 裕昌
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	佐敷 政紀	事務局次長	白井 芳治
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 2 号から議第 1 2 号まで及び議第 2 0 号から議第 4 3 号まで
(平成 2 7 年度野洲市一般会計予算 他 3 4 件)
各常任委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第 1 議第 4 4 号から議第 4 7 号まで
(平成 2 6 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号) 他 3 件)
提案理由説明、質疑
- 第 2 議第 4 6 号
(野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて)
討論、採決
- 第 3 議第 4 4 号、議第 4 5 号及び議第 4 7 号
(平成 2 6 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号) 他 2 件)
予算常任委員会付託
- 第 4 議第 4 4 号及び議第 4 5 号
(平成 2 6 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号) 他 1 件)
予算常任委員会委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決
- 第 5 委員会の閉会中の継続審査
- 第 6 発議第 1 号及び発議第 2 号
(野洲市議会基本条例の一部を改正する条例 他 1 件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 7 意見書第 1 号から意見書第 4 号まで
(誰もが安心して受けられる介護保険制度を求める意見書(案) 他 3 件)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議

午後 1 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午後1時00分) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は19人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、3月6日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第19番、高橋繁夫議員、第20番、立入三千男議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第2号から議第12号まで及び議第20号から議第43号まで(平成27年度野洲市一般会計予算、他34件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第3番、栢木進議員。

○3番(栢木 進君) 第3番、栢木進でございます。

去る3月4日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月10日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

議第20号野洲市入札監視委員会設置条例、議第21号野洲市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例、議第30号野洲市事務分掌条例の一部を改正する条例、議第31号野洲市行政手続条例の一部を改正する条例、議第32号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第33号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議第39号野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の一部を改正する条例、議第40号野洲市ものづ

くり経営交流センター条例を廃止する条例、以上の8議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案とも全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（河野 司君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

去る3月4日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第22号野洲市いじめ防止条例等対策条例、議第23号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議第24号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議第25号野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議第26号、野洲市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例、議第27号野洲市立保育所における延長保育及び野洲市立幼稚園における預かり保育等に関する費用徴収条例、議第28号野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、議第29号野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、議第34号野洲市立保育所条例等の一部を改正する等の条例、議第35号野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議第36号野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例、議第37号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例、議第43号野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定について。

以上の13議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第22号、議第25号から議第27号、議第29号、議第34号か

ら議第36号までの8議案は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第23号、議第24号、議第28号、議第37号及び議第43号の5議案は採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（河野 司君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第19番、高橋繁夫議員。

○19番（高橋繁夫君） 第19番、高橋繁夫でございます。

去る3月4日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月16日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、報告いたします。

議第38号野洲市野洲駅北口広場管理条例の一部を改正する条例、議第41号土地の減額譲渡について、議第42号市道路線の認定について。

以上の3議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査しました結果、議第38号、議第41号、議第42号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（河野 司君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第20番、立入三千男議員。

○20番（立入三千男君） 去る3月4日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月10日、3月12日及び16日に各分科会を、ま

た20日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告を申し上げます。

議第2号平成27年度野洲市一般会計予算、議第3号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第4号平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第5号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第6号平成27年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第7号平成27年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第8号平成27年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第9号平成27年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第10号平成27年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第11号平成27年度野洲市土地取得特別会計予算、議第12号平成27年度野洲市水道事業会計予算。

以上、11議案を議題として、詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議第2号から議第5号までの4議案については、賛成多数にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議第6号から議第12号までの7議案については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（河野 司君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第2号から議第12号まで及び議第20号から議第43号まで、平成27年度野洲市一般会計予算、他34件について、討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、議第2号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 議第2号平成27年度野洲市一般会計予算について、反対討論を行います。

平成27年度の政府予算は第1点目に社会保障のためとあって、消費税を増税しておきながら、社会保障を切り捨てようとしております。医療、年金、介護など、自然増分を5,000億円圧縮しています。また、年金のマクロ経済スライドを初めて発動し、消費税の増税で物価が上がっても年金は下げられます。さらに介護保険では年金が280万円以上の人は利用料が2割に引き上げられ、また介護施設の食費、居住費の補助対象制限も今年

8月から実施されます。

2点目は大企業には減税をします。法人税率を現行の25.5%から23.9%に引き下げ、資本金1億円以上の法人については地方税の法人事業税の所得割を7.2%から6%に引き下げ、28年度にはさらに4.8%に引き下げられます。さらに欠損繰越控除の見直しで法人所得がマイナスになった場合、翌年度移行の黒字分と相殺できます。現行では9年可能なのを10年に延長します。

3点目が軍事費の増大です。史上最高の5兆円に迫る予算となっています。平成27年度の野洲市の予算は国の政策が大きく影響しています。何より実質賃金のマイナスや年金の引き下げなどで個人市民税で1%の増にとどまり、また法人市民税は法人税の減税の影響もあり、マイナス6.7%となっています。消費税が5%から8%に引き上げられたことにより、地方消費税交付金は2億7,160万円ふえましたが、普通交付税は地方消費税がふえたからと2億6,000万円削減をされました。需用費、物件費、維持管理費なども8%の消費税が加算されており、引き上げられた3%分で約2億8,000万円となり、結局、2億7,000万円は経費の負担増となり、財政を圧迫しています。

また、市の財政として影響はしませんが、子育て世帯臨時給付金や臨時福祉給付金の事業では該当者に渡るお金は6,870万円に対し、全体の事務費は3,275万円であり、事業費としては1億145万円です。32.3%が事業費という状況であります。約1億円の国費であるならば、そのお金が有効に使われるようにしなければ、国税の無駄遣いという状況になります。もとをたたせば、国民の税金であり、愚策以外の何ものでもありません。アベノミクスが地方に及んでいないとして、総選挙前から地方創生が叫ばれ、一斉地方選挙を前にこの補正予算でも組まれますが、地域消費喚起型交付金も付け焼き刃的な施策と言えますが、活用も求められています。

このような国の悪政をもろに受けている野洲市の来年度予算ですが、評価できるところもあります。引き続き、クリーンセンターの建設や保育園、こども園の建設など、市民生活を応援する事業もあります。しかし、以下の点を指摘いたします。

第1点目は公平公正な行政運営の点であります。いつも指摘しているのが同和行政です。時限立法が期限切れになり、相当年数が経っております。特別な対策は終了すべきであります。27年度で終了すると言われておりますので、27年度の取り組みに期待したいと思います。

2点目は大企業応援の工業振興助成金の支出です。あと、8年で残り3億8,000万

円を出すことになっています。議案質疑でも明らかになりましたように、この間、15社に出した助成金は11億4,761万円であり、これらの企業の法人税が約51億円ということですが、約5倍ほどの効果であります。市長が優先順位が低いと言われる住宅リフォーム助成金はどのまちの報告でも、助成額の10倍、20倍の経済効果があると言われていました。村田製作所の内部留保金は約1兆円あります。前年に比べ、783億円ふえています。このような体力のある企業に1億円の助成金を出す必要は全くありません。

3点目は国言いなりの行政になっている点であります。今回、新規の条例がたくさん出されました。介護保険法や子ども・子育て支援法に基づく関連条例は国の基準を踏襲しており、野洲市としての独自策がありません。野洲のまちに適した条例を作成されるべきであります。

4点目が個人情報漏えいされる可能性があるクラウドへの参加であります。5市が共同で基幹システムを行うためにコンサル委託料97万2,000円が出されています。5市で37万9,000人の個人情報が集められるわけです。答弁でより精度が高いシステムだから、漏えいの危険性は現在より低いということが言われていましたが、人間がつくった機械であり、その技術者よりも賢い人間が誕生することが考えられます。しかも、今後、海外からの企業参入もあり得るということであり、一たび漏えいすれば、もとに戻りません。幾ら罰則がきつい法律をつくったとしても、流れてしまえば戻りません。単独でシステムを改修するより、半額の2億5,000万円で済むと言われていましたが、お金の問題ではありません。

5点目はマイナンバー制度に関しての予算が1,755万円出されています。これは今年10月に国から国民一人ひとりに番号が付けられ、その通知を市が行うための費用で、全額国の負担であります。これはクラウドと同じぐらい危険な内容です。全国民の資産、社会保障、医療、税など、全てを国が掌握するシステムです。国の法律により行われることであり、野洲市だけが脱退することもできません。だからといって、賛成することはいけません。野洲市民の皆さんの思いを代弁し、反対を表明します。

以上、5点にわたり反対理由を述べましたが、国の施策による影響を大きく受けている予算であります。しかし、市民は8%の消費税の上に介護保険料の11%の引き上げが予定され、一方で実質賃金は17カ月連続で下がり続け、年金の引き下げもあり、生活は火の車であります。国の悪政の防波堤となって、市民の暮らしを守っていただくことを求め、反対討論といたします。

○議長（河野 司君） 次に、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

それでは、ただいま議題となっております議第2号平成27年度野洲市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

今日の取り巻く経済情勢については政府の経済対策や原油原価下落を背景として、雇用、所得環境の改善傾向が緩やかに回復すると期待されているものの、消費税の増税など、一方で現実の生活を見ると、景気回復の実感にはほど遠いといった率直な感想であります。このような中、本市の予算案の個人市民税や固定資産税においてはわずかながらの増収見込みであるものの、法人市民税の減収見込みにより、市税全体としての税収の伸びを見込むことができない状況であり、加えて合併算定替えによる普通交付税の縮減に加え、臨時財政対策債も減収となり、多額の一般財源の確保が厳しい中で、平成27年度当初予算を編成されるにあたりましては相当のご苦勞があったと推察する次第であります。

こうした中で、野洲市の目指すべき都市像である総合計画、6つの基本目標の柱に基づき、取り組まなければならない新たな行政課題をきめ細かく盛り込みながら、野洲の元気と安心を伸ばす予算編成に努められていることを評価するものであります。

まず、ハード事業としては新クリーンセンター施設整備事業、こども園整備事業など、市民の安心、安全に配慮され、また元気を伸ばすにぎわいの拠点整備であります野洲駅篠原駅の拠点整備を重点的に着実に進められ、国道8号線バイパスの早期実現にも向けた予算となっております。また、ソフト事業においても特別支援教育、不登校対策、いじめ問題に加え、障がい者対策の一連の事業展開に生活困窮者支援といった課題にも新たな仕組みを取り組まれております。その他にも市のホームページ更新や市の大型バスのリニューアル等、切れ目なく計上されております。

今後は財政的に普通交付税の激変緩和期間に本格的に突入し、厳しい財政状況が懸念されるところでありますが、さらなる一層の行財政改革に努められ、持続可能な財政構造を確立し、厳しい財政状況下においても、市民目線に立った野洲の元気と安心を具現化され、体感できるまちづくりに努められることを要望いたしまして、平成27年度一般会計についての賛成討論といたします。

○議長（河野 司君） 続いて、議第3号について、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

議第3号の平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場から討論し

ます。

1961年に国民健康保険制度ができて以来、現在、国民の4割が加入しています。国民健康保険の被保険者の多くは年金暮らしの人や非正規雇用の低所得者、農業、個人経営などの人たちです。本市では財政調整基金を使うことなく、法定外の繰り入れも行われていません。社会保険は企業負担が50%で、国民健康保険は国庫支出金が少ないことから、保険税が2倍以上の保険税というのは社会保障制度として不公平そのものであります。また、保険税は未納者分を上乗せされるというものであり、真面目に国民健康保険税を払っている人が未納者分の分も上乗せされるというのは納得のできるものではありません。滞納者の所得階層別の収納率は所得が低くなるほど下がっています。これは年金暮らしの低所得者などには払いたくても払えないのが実態です。

このような中、本市の国保税は県下19市町で見ると極めて高く、この数年間4番目の高さです。最も低い市町と比べて、年間約10万円も高い、異常な国保税となっています。その結果、国保税の滞納状況を見ますと、滞納者の所得階層別の収納率は所得が低くなるほど下がっています。これは年金暮らしの低所得者などには払いたくても払えないのが実態です。加えて、問題なのは本市ではこうした人、すなわち払いたくても払えない人から健康保険証を取り上げ、資格証明書を発行しています。これも県下19市町の中でもトップクラスです。

そもそも国民健康保険制度は単なる互助制度ではありません。法律に基づく社会保障制度であります。同時に健康で文化的な生活を営む権利を有することを定める憲法25条に反するものであります。本市では全国に誇れる多重債務者包括プロジェクトなど、生活支援、再建事業も行われていますが、一方で行政自身が多数の資格証明書を発行し、医療を受ける権利を脅かし、市民に不安を与えています。資格証明書では窓口10割負担となり、これでは病院に行くこともできません。生きる権利さえ奪われてしまいます。平成26年度野洲市国民健康保険運営協議会では国保税の引き下げも検討するとのことでありましたが、国保会計の県への移管時期が延びたことと、医療費が増加しているとの理由で引き下げもされませんでした。つまり、極めて高い国保税を引き続き市民に負担をさせるということでもあります。

以上、市長におかれましては、国民健康保険制度が市民の命と健康を守る社会保障制度であることを認識され、国保会計への繰り入れなどを行い、誰もが払える国保税にされることを指摘して、反対討論とします。

以上です。

○議長（河野 司君） 次に、第3番、栢木進議員。

○3番（栢木 進君） 第3番、栢木進でございます。

それでは、ただいま議題となっております議第3号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

医療費の増加が社会問題となっている中で、国民皆保険制度の基礎となる国民健康保険は財政的に厳しい状況が続いています。国民健康保険をはじめとする医療保険制度は相互扶助制度として成り立っており、必要となる需要に対して加入者相互の負担で賄っていく制度で、必要な需要に対しては必要な負担を求めていくというのがまずは基本ではないでしょうか。

なお、平成27年度の税率については平成25年度から改定を行っておりません。このような状況の中、平成27年度の予算案を見ますと、平成26年度当初予算と比較して約15.3%の大幅増となっておりますが、これは国民健康保険財政の広域化を見据えて、負担を平準化する保険財政共同安定化事業が全医療費に拡大する関係であり、国保事業としましては、特定健診事業で生活習慣病の予防や病気の早期発見のための受診率向上施策など、国保加入者の健康づくりや医療費の適正化を図られた創意と工夫による予算編成であると考えます。

また、国の動きとしましては、去る3月3日に、都道府県は市町村と共に国保を運営することや都道府県と市町村の役割分担を定め、国保制度の安定化、負担の公平化などの措置を講ずることなどを内容とする国民健康保険法の改正案が提出されました。

平成25年12月の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立以来、議論されてきました平成29年度の国保運営の都道府県化が1年延びることになるなど、国保制度を取り巻く状況が大きく変わろうとしていますので、引き続き、本市が現行制度における堅実かつ安定した運営の確保に努められることをお願い申し上げまして、議第3号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（河野 司君） 続いて、議第4号について、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

議第4号の平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対の立場から討論します。

超高齢化社会に突入する今日、高齢者に自助努力、自己責任を強要し、負担増と福祉切り捨てで生活破壊と貧困化がますます深刻化し、老後不安は募るばかりです。75歳という年齢を重ねるだけで、今まで入っていた国保や健保から追い出されてしまいます。後期高齢者医療制度は年金からの天引きで、際限なく2年ごとに保険料が見直され、引き上げられていきます。後期高齢者医療制度そのものが高齢者差別です。誰もが高齢を迎えます。現在、後期高齢者医療費の中の1割を後期高齢者の保険料で賄っていますが、国は徐々に負担率をふやし、2015年度は10%から10.8%に増額しようとしています。

後期高齢者ではありませんが、平成26年度4月1日にはこれまで1割負担であった70歳から75歳未満の人も2割負担となりました。医療費のかかる75歳以上の人だけを切り離した高齢者を別にする医療制度のもとでは医療費の増加が保険料負担に直結し、保険料の引き上げがもたらされます。全ての国民が老後を安心して迎えられる社会保障制度の充実こそ求められます。よって、介護保険事業特別会計予算に対して、反対討論とします。

以上です。

○議長（河野 司君） 次に、第10番、上杵種雄議員。

○10番（上杵種雄君） 第10番、上杵種雄です。

それでは、ただいま議題となっております議第4号平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度が平成20年4月実施以来、約7年が経過しております。現在では、野洲市の人口の約10%を占める75歳以上の高齢者の医療において、その制度機能を発揮し、被保険者である高齢者にとって一定の役割を果たしております。平成25年8月に国の社会保障制度改革国民会議において、今後の方向性を含めた議論が行われたところでございますが、当分の間、現行制度が持続されるとのことでございます。現行の後期高齢者医療制度が引き続き継続実施されることから、今後とも高齢者の生活への安心、安全が損なわれることのないよう、滋賀県後期高齢者医療広域連合会と連携を密にし、円滑な運営を図ることが大切であると思っております。

さて、この平成27年度後期高齢者医療特別会計予算の内容をしてみると、平成26年度から伸び率は1.71%増の予算規模で、基本的な枠組みは変わりませんが、滋賀県後期高齢者医療広域連合の議会で決定されております平成26年度、平成27年度の2年を期間とする第4期保険料率をもとにしながら、本市の保険料収入が広域連合への納付

金をはじめ、保険料の徴収事務や各種相談、申請受付、通知事務などの必要な経費を適正に計上されたものであります。

なお、第4期においては低所得者の保険料軽減対象の拡大が行われております。今後とも高齢者に不安や混乱を与えることのないよう、継続的、安定的に医療を受けられるよう、制度運営に努力し、その執行にあたっては関係法令を遵守し、適正かつ円滑な予算執行に当たられることを希望しまして、平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論をいたします。

以上です。

○議長（河野 司君） 続いて、議第5号について、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

先ほどの第4号の後期高齢者医療特別会計、最後のところですけど、間違っって「介護保険事業特別会計に対して、反対討論とします」というところを「高齢者医療特別会計に反対します」に修正しておきます。済みません。

次に、議第5号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計に反対の立場から討論します。

27年度の介護保険は大幅な改悪がされます。

1つ目に一定の所得がある場合、利用料を現行の1割から2割にします。政府の救済策として、単身で280万円未満、2人世帯で346万円未満の場合、1割に戻すことが出され、野洲市では対象者は5人ということでありました。

2つ目に特別養護老人ホームの入所が原則要介護3以上ということになり、1、2の方で必要な方は市に意見を聞くことになっていますが、今でも400人の方が待機しておられるような中ではなかなか厳しいものがあります。

3、今年8月から低所得者の方からの施設介護の食費や居住費の軽減措置の基準が本人の所得から家族の所得になるため、収入は全く変わらないにもかかわらず、軽減されなくなるというような状況になります。低所得者が施設から出なければならぬ状況になるのではないかと懸念されます。

野洲市では介護保険事業計画の第6期計画策定案が出されました。平成29年度までに介護老人福祉施設を50床ふやす計画に対しては待ち望まれるところですが、介護保険料は大幅値上げになっており、本人非課税の場合でも年間で6,840円の引き上げで、月5,520円、年間6万6,240円の保険料となっています。老齢福祉年金の方で合計所得が80万円以下であっても年間3,420円の引き上げとなり、11%引き上がるも

のです。3年間の保険料引き上げ額は約5億円ということであり、1年で1億6,000万円となり、年間生活者の懐から保険料として納めることになり、それだけ消費は削減されることとなります。地域経済に与える影響は大きいものがあります。また、これまでも年金は年々引き下げられる中で、さらに27年度からはマクロ経済スライドが発動され、物価が上がっても毎年引き下げられることが出されています。生活することも困難な年金暮らしや低所得者等には耐えられるものではありません。介護保険料の引き上げに反対します。

2年後には介護保険事業は国の方針で要支援1、2が介護保険から外されて、ボランティアなどによる地域の総合事業に移行されますが、要支援1、2の軽度の介護者こそ、しっかりとサポートしなければ、ますます介護難民が増加することは目に見えています。地方自治体は市民の命と健康を守ることが役割であると考えます。国の負担割合25%というのを変えない限り、総事業費がふえれば保険料が上がるという状況になります。制度の抜本的な見直しが求められます。

以上のことから、介護保険事業特別会計予算に対して、反対討論とします。

以上です。

○議長（河野 司君） 次に、第6番、山本剛議員。

○6番（山本 剛君） 第6番、山本剛です。

それでは、ただいま議題となっています議第5号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

平成27年度野洲市介護保険事業特別会計予算の歳出においては介護報酬の見直しと要介護認定者の増加見込みに加え、地域支援事業費として地域包括支援センターの機能充実のための増額措置がなされております。一方、歳入では平成27年から29年度の第6期介護保険事業計画において、介護サービスを利用される方の増加に対応するための財源として介護保険料を増額改定された上で平成27年度分の収入見込み額として予算計上をされています。第6期介護保険事業計画及びこれまでの実績を踏まえて、必要と見込まれる給付費や保険料収入額を予算計上されたものであり、介護を必要とする高齢者の生活の支えとして、また要介護状態にならないようにするための支援として、制度を維持運営していくためには全体として増額となることはやむを得ないものと考えます。

したがって、予算の適正な執行管理と共に介護サービス等の充実、質の向上をお願いし、議第5号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計予算についての賛成討論といた

します。

以上です。

○議長（河野 司君） 続いて、議第23号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、議第23号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に対する反対討論を行います。

今回の条例制定は今年4月からの新支援法に基づく保育制度の大改定でありまして、基本的には国の自治体の保育責任の後退がうたわれています。条例の第6条に正当な理由のない提供拒否の禁止や第7条にあっせん、調整及び要請に対する協力がうたわれておりまして、できるだけ協力しなければならないとされています。質疑の中では、市はこれまでどおり保育に責任を持つと答えられておられまして、保護者が施設を探し回るような状況にはなり得ない、市が利用調整を行うというふうにありましたが、現在では保育園の待機者は44名おられまして、この方々に対する応諾の担保はないと考えます。

さらに、家庭的保育や小規模保育の運営に関する基準に関しては現状で民間企業の参入はなく、市長の答弁では野洲市の場合は計画を示しているので、民間に頼らなくても待機児童はある程度解消できるために民間があえて参入する要因は少ない、それを前提にするなら、厳しい基準でもよいが、その根拠を政策的に集中して議論していないのであれば、国の制度を採用して使っておくことが妥当と考える、厳しくすることで、市政への信頼性もなくなるし、点取りのためのいい格好には賛同しないというふうに答えられておられました。確かに、野洲の子ども・子育てに対するさまざまな施策は他の自治体からも評価が高く、さまざまな事業によって手厚い支援を行っていることは理解しています。

今回の国の新制度に対しては市長も納得はしておられず、民間のさまざまな取り組みは尊重し、参入に対しては否定的ではなく、補完的な意味合いではやむを得ない。しかし、それが本末転倒になって、民間ビジネスで成り立たせようということに展開している部分もあり、子育てや高齢者福祉は本来そこに委ねるべきではない。施設の整備計画の中で、最終なセーフティネットは公共で市が責任を持つというふうに答弁をされていました。であるならば、将来的に民間に頼らず、市が責任を持てることをはっきり明記するためにも条例には民間企業参入に対しての基準を厳しくしておく必要があると考えます。そして、基本的には民間企業参入による待機児童解消ではなく、施設整備が重要であり、そのための財源を国に求めることが必要であると考えます。

以上、議第23号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例に対する反対討論とします。

○議長（河野 司君） 次に、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。

それでは、ただいま議題となっております議第23号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場から討論を行います。

本議案については平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度において、幼稚園、保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の事業者が施設型給付、または地域型保育給付を受けるにあたり、市が確認を行うための基準を定めるものであります。条例に定められている基準については国と同様の内容であり、各施設、事業が就学前の子どもに良質かつ適切な教育、保育を提供するための適正な運営基準であると思えます。

また、現在、地域型保育事業は野洲市内にはなく、市は市内に住所を有する乳幼児の教育、保育は現在、本市の乳幼児保育の一端を担われている現行の民間保育所と共に市が責任を持って対応していくとの考えを表明されており、議第43号野洲市子ども・子育て支援事業計画においても待機児童の解消を図る方策に地域型保育事業は想定されておられません。

したがいまして、今回、定める基準について、現実的な課題がないことから国の基準に準拠することが一番合理的でありますので、この運営基準は適正なものであると考え、本条例についての賛成討論といたします。

○議長（河野 司君） 続いて、議第24号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、議第24号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に対して、反対討論を行います。

この条例は無認可の特定地域型保育事業として、要するに民間企業参入に対する基準を定めたものであります。条例の第23条の2項に家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識を有すると市長が認める者と規定しておりまして、質疑の中では保育士の資格がなくても保育を行えるとしています。その点がまず1つ目の問題だと思えます。

そして、23条の3項に家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は3人以下とするとありまして、29条、31条、44条、47条など、小規模保育事業ABC型事業所内保育についても同じ基準となっておりますが、この基準では万が一の事故の場合には対応がで

きないと想定されます。例えば、首が座っていない乳児なら1人の保育士が1人しかだつていけない状況でありますし、仮に首が座っていても、歩くことができない乳児なら1人の保育士が抱えられるのは2人までが限度であると思います。歩ける子どもでも保育士が両手をつないで誘導できる人数は2人が限度であります。

施設の面積基準についても19人以下の小希望保育では遊戯室が狭くて、子どもが動き回れるようなスペースが確保できる状況ではなくて、保育環境として問題というのが2点目であります。

29条、34条、44条、47条などで調理業務を全部委託するや、搬入して使う食事を搬入することができるようになっていますが、現在、市内の民間保育所は全て自園調理でありまして、公立保育所では3歳未満児には自園調理で、調理師がつくっています。市の現在のこうした基準レベルからレベルが落ちるような状況が想定されるため、自園調理を条例に明記すべきであると考えます。アレルギー等に対応や離乳食もつくれるような業者が食事を運べるエリア内にあるのかという質疑に対しても、現状は把握をしていないとありましたが、こうした点も問題であると思います。このように市としても、今後、民間企業の参入はあり得ないとしていますが、条例化を行う以上は公立の保育園並みの基準としてつくるべきであると考えます。

以上、議第24号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に対する反対討論とします。

○議長（河野 司君） 次に、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

それでは、ただいま議題となっております議第24号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場から討論を行います。

この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法第34条の16の規定が改正され、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を市が定めなければならなくなるということから制定されるものであります。

本条例の内容につきましては、現在、本市で家庭的保育事業等の参入が想定されていないことから基準のよりどころとする根拠がなく、家庭的保育事業等に対する現実的な課題も散見されない状況であることから国の基準に準拠することが妥当であると考えます。

また、議案質疑等の答弁で、本市は野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備

計画に基づき、現在、本市の乳幼児保育の一端を担われている現行の民間認可保育所と共に市の取り組みにより待機児童の解消を図っていくと述べられております。家庭的保育事業の参入は今のところ、想定されておられません。したがって、国の基準に従って、定めることが適正である。よって、野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、賛成討論といたします。

○議長（河野 司君） 続いて、議第28号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、議第28号野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に対して、反対討論を行います。

第6期介護保険事業計画には国の介護保険制度の改悪による大きな影響が盛り込まれています。その中身は要支援1、2を介護保険から外し、介護予防・日常生活支援総合事業、地域支援事業に移行することになっていまして、野洲市は猶予期間の2年間を活用し、平成29年度より実施することになっています。

質疑の中で明らかになった要支援1、2で、現在、ホームヘルパー利用者の実数が67名、デイサービス利用者の実数が165名、こうした方々が平成29年度には全て地域支援事業に移行することとなります。しかし、計画や条例の中にうたわれているものは多様な担い手による多様なサービスや地域の住民による自発的な活動とありまして、要するにボランティア頼みとなっています。現実的には実現不可能と想定されることはこの質疑の中でも明らかとなりました。例えば、デイサービスは誰かが、市民の方が施設を開院して、運営しようとする者があらわれなければ、165名の現在の利用者の方々が介護難民となり得ます。ホームヘルパー利用者の67名に対しても、同じことが言えまして、この数は2年後にはさらにふえ、影響を受ける人たちは多くなることも予測されます。

全国的にはこの総合事業への移行に対して共通しているのはこの住民が担い手になるサービス体制がつかれないという課題であります。それぞれの自治体の行政担当者は地域の担い手を把握できていないや既存の団体がそのまま担い手になるのは厳しいとも話されています。例えば、他の自治体の訪問介護事業所の所長の方は「経営は厳しくなりますが、利用者があるので、打ち切りはできません。予防介護を軽視する改悪です」というふうに話されています。他にもボランティアへの置き換えを求める厚労省の方針を受け、検討されているのがシルバー人材センターであったり、サービス利用料が介護保険の訪問介護と比べて、約3倍の負担増となる自治体もあります。18年間働いておられるあるヘルパー

の女性は「ヘルパーは家事代行ではありません。高齢者を継続して見ることで認知症など、状態の変化に気づき、介護計画の見直しや医師による対応につなげています。安易に無資格者に担わせることは問題です」というふうにも指摘をされています。

こうした状況の中、高齢者から必要なサービスを取り上げ、事業所には廃業の危機まで広がり、今までも大変なのにさらに深刻となる、せめて、現在の介護報酬と同額にするなど、サービスを維持させることが必要だというように全国的にもこの総合事業への移行反対や要支援者サービスの維持を求める運動が起きています。

質疑の中で、市としてもボランティアだけでの対応は難しいとは認識されており、市と事業所との契約によって行っていくとの答弁でありました。今現在は、地域支援事業は国から要支援1、2の部分は全体の3%以内に抑えるようにとある中、国が新たに示している3%分のオーバー分の財源を活用して、利用者に不利にならないように考えているとのことでありました。ですが、この3%のオーバー分は不確かなことでもあり、その財源が確保できなければ、結局、市が財源を出さない限りできないということにもなります。となると、やはり財源が許す限りという縛りがかかり、サービスから外されていく人たちが出ることは必至でもありまして、保険あって介護なしという状況はさらに悪化していくことが危惧されます。

野洲市の場合は施行まで2年間の猶予がありますが、この期間の中で課題が解決できる方向は具体的には示されておらず、このような内容の計画や条例では保険者としての市の責任を果たすこととはならないと考えます。

以上、議第28号野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に対する反対討論とします。

○議長（河野 司君） 次に、第4番、岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 第4番、岩井智恵子でございます。

それでは、ただいま議題になっています議第28号野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、賛成の立場から討論を行います。

本議案については第3次地方分権一括法による介護保険法及び関係法令の改正により、現在、国で定められているものを各市町の条例でその基準等を定めることとなったもので、指定介護支援事業所である地域包括支援センターが要支援1、2の認定者に対して行う支

援についてはその基準等について定めるものであります。条例で定めている基準等については現行の国の同様の基準となっております。議案質疑の答弁で新しい介護予防・日常生活支援総合事業については要介護状態への移行を予防すること、またその可能性がある対象者を発掘し、介護予防を推進すること、この2つの大きな目的のため、野洲市独自色、また独自のサービスを含め、介護予防事業の内容を構築していくものであり、必要なサービスは地域支援事業で展開していくこととなり、サービスの排除やサービスの低下、介護難民といった状態にならないよう努めると述べられております。

したがいまして、国の基準に従って定められている条例については適正であり、本条例については賛成討論といたします。

○議長（河野 司君） 続いて、議第37号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、議第37号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

今回、第6期介護保険料が出されましたが、第1段階の方で年間3,420円の引き上げで3万3,120円、本人非課税の方で6,840円の引き上げで6万6,240円となり、11%の引き上げとなります。質疑の中で明らかになったのは平成27年から29年度の3年間の必要額として26億231万円、その差額は5億円とありました。要するに、全体として単純に年間で約1億5,000万円以上保険料が上がるということでありまして、例えば、年金者の方々の懐からこれだけの保険料徴収となると地域経済にも大きく影響してくると思われれます。

介護保険制度は矛盾を多く抱えていまして、既に破綻した制度でもありますが、この財源の構造で進めば、3年ごとの改定で1%ずつ保険料が上がっていくと、9年後には国の割合と同じ25%となり、全体総額の4分の1ともなって、限界が見えています。根本的には国の25%の負担割合を上げない限り、65歳以上の方々の負担がふえる一方となります。さらには、新たに所得の高い人に負担してもらう設定として、12段階の保険料設定としてより所得に応じた保険料設定との質疑での答弁でありましたが、1段階変わっただけでも保険料は大きく変わっていくので、負担は大きくなります。

年金は物価が上がっても引き下げるマクロ経済の導入の中で、年金額に占める介護保険料の負担割合はますます高くなっていきます。国民健康保険は保険料を払ってれば必ず保険が受けられますが、介護保険は保険料を払っていても保険が受けられない場合もあり、言葉は悪いですが、ある意味、ぼったくりな制度であるとも言えます。代表質問の介護保

険制度に対する市長の答弁の中にもありましたが、高齢化がさらに進む中でサービス供給の絶対数がふえ、その財源はどこで調達するのかと。安倍政権が進めていたトリクルダウンは既に破綻をしております、そこに幾ら財源を費やしても結果、内部留保としてため込まれるだけで、経済もよくならなければ、社会保障制度充実の拡充のための道とはなりません。

要するに、税金の使い方の問題でありまして、介護保険料の引き下げや利用料の減免、特養ホームなどの介護や福祉施設の基盤整備を進めることが一番大切であり、介護報酬や障がい福祉報酬を引き上げることによる介護や福祉労働者の労働条件の抜本的な改善を行うことが必要であります。そのためには軍事費や大企業、資産家に対する優遇税制を抜本的に見直して、社会保障の財源に充てれば、ふえる絶対数を補えることは可能であると考えます。

以上、議第37号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例に対する反対討論とします。

○議長（河野 司君） 次に、第4番、岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 第4番、岩井智恵子でございます。

ただいま議題となっております議第37号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

本議案については平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画における保険料について改正を行うものです。平成24年度から平成26年度までの第5期計画では基準月額保険料4,950円、基準年間保険料では5万9,400円、所得階層は10段階ですが、これを平成27年度からは月額5,520円、年間6万6,240円、そして12段階として改正を行い、所得水準に応じた保険料となるよう、細やかな保険料設定となっています。社会情勢の厳しい折、介護給付費の増加により、65歳以上の被保険者の介護保険料が値上げされることは大変心苦しく、できれば、現状の介護保険料で介護保険事業の運営を行ってほしいと思いますが、介護保険法で介護給付額の財源のうち、22%を1号被保険者の保険料収入とするというルールに基づくものであり、やむを得ない措置であると考えます。

高齢者の方が介護が必要な状態になっても毎日の生活を安心して送ってもらえるよう、そして十分な介護サービスを受けてほしいという気持ちは皆同じであると思います。このため、高齢者が増加する中、施設整備をはじめとする、必要なサービスの確保と充実は大切なことであり、その実施によっては介護給付費がふえ、若年層との負担の公平性を考え

ると、必然的に1号被保険者の介護保険料は値上がることはやむを得ないことであると考
えます。

以上の理由により、議第37号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例についての賛
成討論といたします。

○議長（河野 司君） 続いて、議第43号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、議第43号野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定
についての反対討論を行います。

この計画には平成30年度までの子ども・子育て支援事業計画が記載されておりまして、
31年度で幼稚園の預かり保育を利用してもらえれば、事業超過は解消するとしています。
しかし、現在でも無認可保育所を利用している乳幼児もいることから、待機児童は潜在的
に存在すると考えられ、現在保育所に入れない待機児童44人も加えてカウントすべきで
あり、それも含めた待機児童対策として考えるべきであると思います。

さらには無認可保育所の保育環境は公立と比べて保育環境が悪いことが想定され、当然、
保育所やこども園への入所を希望されていると思いますが、現在、無認可でもあれ、保育
してもらっているという状況からは優先度は低く、転園は厳しいといった状況と考えられ
ます。

質疑の中で、年度途中であっても、保護者の希望に沿えるようにしているとの答弁であ
りましたが、例えば、3歳以上は可能性があるとしても、零歳から2歳は施設が既に埋ま
っているために転園は現実難しい状況でもあります。計画の中には議案の23号や24号
の反対討論でも触れましたが、待機児童解消のための対策として、民間企業の参入に関す
ることも記述されています。具体的には、民間事業者参入の促進に関する調査研究、多様
な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所の設置、または運営を促進するための事業とあ
ります。どのような研究を行うのかという質疑の中で、内容はこれから考えるとありまし
て、そもそも子育てや保育を民間に委ねるつもりはないとありました。そうであるならば、
このような内容は盛り込むべきでなく、民間ではなく、市としての子ども・子育て支援に
対する責務のみをしっかりと掲げるべきであると考えます。

代表質問での子ども・子育ての国の方向性に対しての市長の答弁の中には今の現政権は
就学児前の保育は無料にしようと言っているが、保育料をなくして、施設利用料にする
というような保育の今までの考え方を消したやり方、誰かが詰め寄って、「あなたたち、保
育はただにするんじゃないか」と言ったら、「いや、ただどころと違って、無料になりました

たよ」というような、詭弁が使えるような制度変更となっている。一方、親では「幼稚園では応能負担になってしまっていて、これでは全く逆行だ」というふうに述べられておられました。市として、子ども・子育てに頑張っている点も評価はしていますが、公的保育制度を崩して、基準がさまざまな保育サービスの導入であったり、営利企業参入の拡大であったり、公立保育所の廃止や強引な幼稚園の統合など、保護者の願いに逆行する保育制度の国の改悪に従う内容が盛り込まれたこの事業計画を認めるわけにはいきません。

以上、議第43号野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定についてに対する反対討論とします。

○議長（河野 司君） 次に、第6番、山本剛議員。

○6番（山本 剛君） 第6番、山本剛です。

それでは、ただいま議題となっております議第43号野洲市子ども・子育て支援事業計画について、賛成の立場から討論を行います。

本議案については、平成27年4月から予定されている子ども・子育て支援新制度において、市が推進していこうとする子育て世帯への支援策を計画として明記しているものであり、子ども・子育て支援法に策定が義務付けられた計画であります。計画の基本理念では、法の基本理念に明記されている子育ての第一義的責任は保護者にあるという基本認識のもとに、家庭、学校、地域、職場における全ての市民が互いに協力し、子育てに関わることで、全ての子どもが未来に夢や希望が持てる野洲市の実現を目指しています。

こうした考えのもと、その保護者の子育てを支援するため、具体的には喫緊の課題である待機児童の解消に向けて量の見込みやその確保について計画すると共に、地域子育て支援事業についても量の見込みや確保方策について明記するなど、在宅で育児をする保護者への支援策も含めて、今後5年間の子育て支援施策についても記載されているものであり、野洲市を安心して子どもを産み育てることができるまちにするための計画となっています。今後、本計画に基づく各施策の推進が図られ、一日も早い待機児童の解消と子育て支援策が効果的に展開されることを期待しまして、本条例についての賛成討論といたします。

○議長（河野 司君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次、採決いたします。

議第6号から議第12号まで、議第20号から議第22号まで、議第25号から議第2

7号まで、議第29号から議第36号まで及び議第38号から議第42号までについて、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。ただいま宣告いたしました議案26件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第6号から議第12号まで、議第20号から議第22号まで、議第25号から議第27号まで、議第29号から議第36号まで及び議第38号から議第42号までについては、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第2号平成27年度野洲市一般会計予算について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第2号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第3号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第3号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第4号平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第4号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第5号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第23号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第23号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第24号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第24号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第28号野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 28 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 37 号度野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 37 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第 37 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 43 号野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 43 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第 43 号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

(午後 2 時 25 分 休憩)

(午後 2 時 40 分 再開)

○議長(河野 司君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議第 44 号から議第 47 号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。

よって、議第 44 号から議第 47 号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(河野 司君) 追加日程第1、議第44号から議第47号まで、平成26年度野洲市一般会計補正予算(第6号)、他3件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○事務局長(佐敷政紀君) 朗読いたします。

議第44号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第6号)、他、平成26年度補正予算1件。議第46号野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて。議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第1号)。

以上でございます。

○議長(河野 司君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、本日追加提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議第44号平成26年度一般会計補正予算(第6号)につきましては、2億5,865万9,000円を追加しようとするものです。また、地方債の補正につきましては、ごみ処理施設整備事業債の精査によりまして、限度額を変更しようとするものです。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では基金積立費で、旧東消防署跡地等の不動産売り払い収入が見込まれることから、財政調整基金への積立金1億6,902万8,000円を追加しようとするものです。また、企画費でまち・ひと・しごと創生総合戦略の地域創生先行型の緊急的な取り組みとしまして、地方版総合戦略の策定に係る費用や、具体的な事業としましては安心して出産ができるよう妊婦健康診査費用助成事業の拡充、子どもたちが安心して学べる環境を整えるためにスクールソーシャルワーカーの配置や女性のため創業支援事業の委託経費等、合わせて9件の事業の費用としまして3,732万円を新たに追加しようとするものです。

また、商工費ではまち・ひと・しごと創生総合戦略とのもう一つの緊急的な取り組みとされております地域消費喚起生活支援型の事業としまして、プレミアム付き商品券の交付に要する費用5,231万1,000円を新たに追加しようとするものです。

一方、債務につきましては、地方消費税交付金の交付額が確定したことにより4,075万9,000円を減額し、普通交付税では国の補正予算措置による減額調整分が追加交

付されたことにより増額補正をするものです。また、先に説明いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の財源としまして、国庫補助金を新たに追加すると共に旧東消防署跡地等の不動産売り払い収入として3億495万2,000円を追加することにより財源手当として見込んでおりました財源調整基金からの取り崩しを取りやめるものです。

次に、議第45号平成26年度一般会計補正予算（第7号）につきましては、繰越明許費を定めようとするものです。主な内容としましては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略により国庫補助金の新たな内示を受け、事業実施期間を考慮して繰り越すことが必要となる地方創生先行型交付金事業及び地域消費喚起型プレミアム付き商品券交付金事業や年度内の完成が見込めないことから、翌年度に繰り越すことが必要となる篠原駅周辺都市基盤整備事業や野洲駅北口広場のエスカレーター利用の安全工事を図るための設計業務を内容とします野洲駅周辺都市基盤整備事業などであります。その他、当初より予定された事業実施期間との関係から、繰り越すことが必要となります社会保障・税番号制度システムや新クリーンセンター建設事業などでありまして、合計10件の事業、総額では7億5,269万9,000円を翌年度に繰り越すものです。

議第46号野洲市教育委員会教育長の任命のつき議会の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本年4月1日からの新教育委員会制度の移行に伴う例規整備については今議会において既にご議決をいただいたところですが、この移行に伴い、新たな教育長として川端敏男さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第3条及び同法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

川端さんは平成24年11月に野洲市教育委員会委員に就任され、平成24年11月18日から教育長として本市の教育行政の先頭に立たれ、市のよりよき教育の実現に多大のご尽力をいただきました。新制度への移行に伴い、退任されることとなりましたが、制度移行の重要な時期でもあり、教育長が教育委員会の第一義的な責任者として明確化されることから、教育行政に関する豊富な知識と経験をお持ちで本市での実績を有する川端さんが適任であると考えております。

なお、教育長の任期は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間であります。

次に、議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申

上げます。

今回の補正につきましては、8,871万5,000円を追加しようとするものです。

それでは、歳出の内容についてご説明申し上げます。総務費の市立病院整備推進事業費で、市立病院を整備するための基本設計に要する費用や市立病院開設支援業務、そして市立病院医療情報システム等整備計画策定費用等8,871万5,000円を追加しようとするものです。これをもって市立病院の開設協議及び許可手続を進めるものです。

一方、歳入につきましては、主な財源といたしまして、財政調整基金からの繰入金8,700万円を追加しようとするものです。

なお、この市立病院整備事業につきましては、平成23年4月の野洲病院からの市に対する新病院基本構想2010の提案を受けて行った野洲市における地域医療における中核的医療機関のあり方検討、またその検討で出された野洲市には病院が必要との結論を受けて行った平成24年の新病院整備可能性の検討、その検討での可能性ありとの結論を受けて策定いたしました野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針及び平成26年3月の（仮称）野洲市立病院整備基本構想、そしてこの構想に基づき、今年度の病院整備基本計画の策定と、このように専門家等の協力も得て、市民及び議会の皆さんの参画のもとに、全て公開で順次検討と決定の手続を重ねてきたものであります。この4年間の持続的な取り組みや市民の健康と命を守るという熱く強い市民の期待に支えられてきたものであります。基本計画段階の経営見通しでは病院会計の一般会計からの、いわゆる基準内繰り入れは交付税額を除き、年間約3億円と試算され、資金余剰不足についても交付税が満額措置されない開院初年度の2億円を除き、2年目からは発生がなく、赤字補填が不要となっております。

従来から民間病院である野洲病院に対しては、毎年恒常的に一億数千万円を一般財源から支援をしており、実質的な増額は約2億円を下回り、1億円台後半となる見込みであります。民間病院である野洲病院では施設及び装備の老朽化等により職員の使命感にもかかわらず、良質の医療サービスの提供の限界に達しています。これにかわって、新病院が整備され、施設、機能、職員体制が充実され、サービスが向上することを評価すれば十分に見合うものであり、市民のご理解が得られるものと確信しています。

なお、試算では収入に関してはかたい目に、また施設等の経費、特に人件費に関しては逆に緩目に見ており、16年度の黒字転換も今後の基本設計作業の中で前倒しの余地も十分にあると考えています。

2億円弱の一般財源からの追加繰り出しも現行でも何とかやりくりのできる範囲であると考えますが、過去のツケである、いわゆる見えにくい借金として既に公表しています工業振興助成金5,000万円、びわこ学園用地費返還費約6,400万円をはじめ、民間福祉法人への施設整備補償、PFI施設整備委託料など、合わせて年額約3億円弱の恒常的な負担が平成30年代前半に解消されれば、一層対応力が増すと考えます。

さらに、現在でも、例えば、学童保育で1億6,000万円、ごみ処理で6億6,000万円、国民健康保険等の保険事業での総額約6億5,000万円、農業集落排水を含む下水道事業での基準外を含む約5億2,000万円、循環バス事業での約2,700万円、一次、二次救急医療での約1,600万円、特別支援教育での約2,800万円、これらの一般財源から持ち出しを、さらには保護者の長年の期待である病児・病後児保育サービスの可能性が高まることや、発達支援及び在宅医療を含めた高齢者の包括支援の充実なども考慮するなら、この総額で約3億円弱の一般財源からの基準内繰り入れは市民の健康と医療、ひいては命と安心を確保するための経費として決して優先度の低いものではないと考えております。

この予算案につきましては基本計画の策定を慎重に進めた結果、補正予算案として提案することになり、議員の皆様方にはご迷惑をおかけすることとなりました。改めて心よりおわび申し上げます。しかし、対象となる事業に関しましては、議会においてもこれまで本会議及び特別委員会の審議において熟議いただいたものであり、ただいまの私の長い説明もこれまでの機会において議員の皆様にも既にお話をしてきたことであります。

今議会において慎重にご審議の上、適切なご決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上、提案理由といたします。

○議長（河野 司君） これより、ただいま議題となっております議第44号から議第47号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

（追加日程第2）

○議長（河野 司君） 追加日程第2、議第46号野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第４６号については会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。

よって、議第４６号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第４６号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議第４６号野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第４６号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

(追加日程第３)

○議長(河野 司君) 追加日程第３、議第４４号、議第４５号及び議第４７号平成２６年度野洲市一般会計補正予算(第６号)、他２件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第４４号、議第４５号及び議第４７号については、会議規則第３９条第１項の規定により、予算常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩をいたします。

(午後２時５５分 休憩)

(午後４時４０分 再開)

○議長(河野 司君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第９条第１項の規定により、午後５時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第９条第２項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長することに決定をいたしました。

引き続き、会議を行います。

(追加日程第4)

○議長(河野 司君) 追加日程第4、議第44号及び議第45号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第6号)、他1件に係る予算常任委員会審査結果報告、質疑、討論、採決を議題といたします。

予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第20番、立入三千男議員。

○20番(立入三千男君) ただいま議題となっております議第44号並びに45号について、ご説明を申し上げます。

本日、当予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告を申し上げます。

議第44号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第6号)並びに議第45号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第7号)、2議案は詳細な説明を受け、質疑、応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第44号及び議第45号の2議案は採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(河野 司君) これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第44号及び議第45号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第6号)、他1件について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次、採決いたします。

まず、議第44号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第6号)について採決いたし

ます。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第44号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第45号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第7号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第45号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

委員会の閉会中の継続審査を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続審査を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第5)

○議長(河野 司君) 追加日程第5、委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

予算常任委員会委員長から委員会において審査中の議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第1号)について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がございます。

これより、本件を採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本件は予算常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第1号)については予算常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

(午後4時46分 休憩)

(午後4時47分 再開)

○議長(河野 司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

発議第1号及び発議第2号並びに意見書第1号から意見書第4号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号並びに意見書第1号から意見書第4号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第6)

○議長(河野 司君) 追加日程第6、発議第1号及び発議第2号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例、他1件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○事務局長(佐敷政紀君) 朗読いたします。

発議第1号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例。発議第2号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例。

以上でございます。

○議長(河野 司君) 議案の朗読が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

発議第1号及び発議第2号について、第20番、立入三千男議員。

○20番(立入三千男君) それでは、ただいま議題になっております発議第1号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現行の議会基本条例第8条第2項では市民の開かれた議会を目指す懇談会や報告会等を開催することを明記しております。議会改革特別委員会ではこれまでの議会報告会、懇談

会の実績を踏まえ、昨年12月から当報告会、懇談会の今後のあり方について議論を重ねてきたところをごさいます、最終的には本年2月18日開催の全員協議会で見直しの方向を確認いただいたところをごさいます。

その結果を要約いたしますと、定期的な報告会、懇談会は廃止をすることにし、出前懇談会に重点を置きながら、市民周知に工夫を凝らすこととなりました。この結果を踏まえて、議会基本条例を改正する必要が生じたことから本条例第8条第2項を改正するものをごさいます。また、当該改正後の規定につきましては、具体的な表記を避け、議会の目指す方向性を示す表現に改めるものをごさいます。

なお、この条例は本年4月1日から施行しようとするものをごさいます。

次に、発議第2号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例についてをごさいます、提案の説明を申し上げます。

新教育委員会制度への移行により、本市議会委員会条例に規定している教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるため、本市議会委員会条例の一部を改正しようとするものをごさいます。

なお、この条例は本年4月1日から施行しようとするものをごさいます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（河野 司君） これより、ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号について質疑を行います。ご質疑はごさいますせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひますが、これにご異議ごさいますせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号について、討論を行います。討論はごさいますせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次、採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第1号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

(追加日程第7)

○議長(河野 司君) 追加日程第7、意見書第1号から意見書第4号まで、誰もが安心して受けられる介護保険制度を求める意見書(案)、他3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第1号及び意見書第2号について、第9番、東郷正明議員。

○9番(東郷正明君) 第9番、東郷正明です。

誰もが安心して受けられる介護保険制度を求める意見書。

医療、介護の総合的確保を推進するための法案が第86回通常国会で可決されました。要支援1、2の訪問介護と通所介護が順次、地域支援事業に移行します。野洲市は平成29年度から移行する計画となっています。しかし、これらの要支援1、2と認定される介護サービスを受ける人の8割はヘルパーによる訪問介護、デイサービスなどの通所介護を利用しています。地域支援事業に新たなメニューを設け、代替サービスの提供となりますが、サービス内容は市町村の裁量に任されることになり、しかも、事業者には上限が付けられ、市町村は国から給付費削減を義務付けられて、これまでのサービスが後退することは明らかです。よって、憲法で保障された健康で文化的な生活を保障でき、誰もが安心して受けられる介護保険制度を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

次に、意見書第2号の地域農協解体に反対する意見書です。

新成長戦略に位置付けた農業改革は日本の農業と国民の食の安全も危惧され、地域に重大な影響を与えるものであります。今、やるべきことはこうした地域農業の解体でなく、地域住民のライフラインとなっている農協と環境、調和を守れる家族農業を守るコミュニティや協同組合の自主的な発展の道を議論されることだと思います。よって、農協解体による地域農業の解体に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

○議長（河野 司君） 次に、意見第3号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、原発事故被害が想定される原子力発電再稼働に反対する意見書（案）の趣旨説明をしたいと思います。

原子力規制委員会から先月、福井県の関西電力高浜原発3号機、4号機は原発の新しい規制基準を満たすとする審査書を正式に決めたとありました。ここに趣旨はわーっと長く書いてあるんですけど、それを読んでいただきたいと思うんですけど、そもそもですが、原子力規制委員会の田中俊一委員長自身がこの基準というのが安全基準ではなくて、規制基準であってそれに合格したからといって、安全だとは申し上げないと言っています。ところが、政治の場に行くと、そのすり替えが行われて、安倍首相は安全を確認したというふうに言って、要するに、誰一人責任をとらなくてもいい形になって、できない避難計画は各自治体に押し付けるというような状況の中、野洲市も今はそういう計画を立てていますが、ということになっています。

新聞記事の中に、17日に関西電力が美浜原発の1号機、2号機の廃炉を正式に決定したとありました。日本原電、原子力発電所も敦賀原発1号機の廃炉を決めたとありました。でも、その一方、関電は運転を停止している福井県の美浜原発3号機とあと、これも福井県の高浜原発1号機、2号機を再稼働の前提となる新規規制基準への適合性審査を原子力規制委員会に申請したとありました。要するに、関西電力と日本原電は廃炉を決定した原発はいずれも出力が小さくて、運転しても採算がとれないと判断したからということが理由です。採算がとれれば、老朽原発運転しようとしている電力会社の判断は安全よりももうけ優先の姿勢ということになっていますが、もちろん、企業なので、利益を追求するということがあると思いますが、そのことによって、やはり市民の、野洲市民だけではないですけど、国民の皆さんの安全とか健康とかいうものは脅かされるのであれば、もちろん、これをとめるのが政治の役目、力であります。採算よりも安全優先ということをすべきだ

と思います。野洲市で暮らす未来の子どもたちのためにも、こうした原発の事故の危険がないまちの環境整備が必要でありますので、この原発再稼働は容認すべきではないという意見書を提出しています。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第4号について、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）について、説明をさせていただきます。

現在、大阪を拠点にドクターヘリが関西広域連合で運航されてまいりましたが、4月1日より滋賀県済生会を拠点に持ち、京都と滋賀で運営されることになりました。県内の人命救助が速くなり、安心の部分でございます。現在、ドクターヘリは全国で36道府県に44機が導入され、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を上げております。平成25年度には2万件を超え、著しく増加しております。また、国内におけます操縦士の養成規模が小さいため、今後、退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがあります。

そこで、国に対しまして、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために次の点を強く要望させていただきたいと思います。

まず1つ、医療提供体制推進事業費補助金の基準が事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図ると共に財源の確保に努めること。

2点目、ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために操縦士をはじめとするドクターヘリ運航従事者の育成、確保に対して、必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第4号までについて質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第4号までについては会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書第1号から意見書議第4号までについては委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書議第4号までについて討論を行います。討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午後5時03分 休憩)

(午後5時06分 再開)

○議長(河野 司君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書第3号について、討論通告書が提出されましたので、これを許します。

意見書第3号について、第13番、丸山敬二議員。

○13番(丸山敬二君) 第13番、丸山敬二です。

それでは、意見書第3号原発事故被害が想定される原子力発電所再稼働に反対する意見書に対する反対討論をいたします。

まず、意見書の中にタイトルが「原発事故被害が想定される」という言葉が使われています。本文の中には滋賀県や野洲市への放射能被害は甚大なものとなるというふうな表現がされていますけど、想定されるものはどういうことが想定されるのかがまず理解できません。想定とは一定の条件やとか、状況を仮に思い描くことというふうに言われています。なのに、原発事故被害が想定されるという想定が明らかにされていない、これはまさに机上の空論ではないかなというふうに思います。また、再稼働させるための要件が備わっていないからと言うのか、再稼働のためには安全をもっと高めようと言っているのか、その辺もよく理解できない。単なる原発批判にしか受け取れないような内容であります。

今回の新規制基準は東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省や国内外からの指摘を踏まえて策定されたものであります。以前の基準における主な問題点としては地震や津波等の大規模な自然災害の対策が不十分であり、また重大事故対策が規制の対象となっていなかったため、十分な対策がされてこなかったこと、そして、新しく基準を制定しても、既設の原子力設備にさかのぼって適用する法律上の仕組みがなく、最新の基準に適合することが要求されなかったことなどが上げられ、今回の新規制基準はこれらの問題点を解消して作成されており、政府見解においても世界で一番厳しい規制基準である、この規制基

準に適合した原発は再稼働する方針であるというふうに言っています。

ただし、この新規制基準は先ほど提案者の話にもありましたが、原子力施設の設置の運転等の可否を判断するためのものであって、これを満たすことによって、絶対的な安全性が確保できているわけではなく、原子力の安全には終わりはなく、常により高いレベルのものを目指し続けていく必要があると、このように思います。

そして、さらに安全性の追求が必要であります。何よりも、使用済み燃料の処理方法を早期に確立される必要があります。良質で豊富な、そして低廉な電力こそがエネルギーの乏しい我が国には必要です。そのためにも現時点では安定的に電力を供給できる原子力発電は一定量必要であり、政府は原子力発電を重要なベースロード電源と位置付けております。将来的には安定的に供給できる新しい発電方式の開発と電力のベストミックスの策定を行うことが必要であり、現在でも老朽火力発電所の定期点検を延ばし延ばし運転している状態を解消することが肝要です。

このような状態で発電機に故障が生じると、大停電を発生させる可能性もあります。豊富な電力を安定的に供給し、そして国民が快適で幸せな生活を送れるよう、また雇用の確保と経済成長のためにも新規制基準を満たしていると判断された原子力発電所の早期稼働は必要であり、本意見書には反対をいたします。

○議長（河野 司君） 第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 意見書第3号の野洲市の原発事故被害が想定される原子力発電稼働に反対する意見書に対して、賛成の立場から討論します。

原子力規制委員会は九州電力川内原発に続き、関西電力高浜原発3、4号機が原発の新しい規制基準を満たしているとする審査書を正式に決めましたが、滋賀県と隣接する福井県で原発事故が起これば、琵琶湖が汚染され、県内だけでなく、近畿一円に住む命と健康が危ぶまれます。福島原発事故でわかるように一たび事故が起これば対処の方法はなく、今も避難生活を余儀なくされています。

現在、我が国にあるこれまでの使用済み核燃料は1万9,000トンとも言われ、地下に埋めたとしても影響がなくなるのは10万年後とも言われ、危険度は半永久的であります。原発から再生可能エネルギーに切り替えていくべきです。

被害の想定ですが、冬場でしたら、1時間で野洲まで放射能が飛んでくる位置と言われております。安全性を高める要件とか、そういうのが整ってそういうのを聞きたいのかと言われましたが、再稼働するための要件が整っていないかとのことでしたが、安全運用を高

めるといっても限界があります。幾ら安全を追求しても、ほんまに安全であるということは言い切れないと思います。日本は火山列島で、どこでどんな地震が起こるかもわかりませんし、これはこれまで言われてきた安全神話の追求だと思います。

国の安定的なベースロード電源を供給すべきと言われましたけれども、やっぱり自然エネルギーこそ、今、進めるべきだと思います。原発の40倍のエネルギーが自然エネルギーには潜んでいると環境省も認めています。

以上の理由から、原子力発電の再稼働に反対する意見書に対しての賛成討論とします。
以上です。

○議長（河野 司君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次、採決をいたします。

お諮りいたします。

意見書第1号誰もが安心して受けられる介護保険制度を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第1号は、否決されました。

次に、意見書第2号地域農協解体に反対する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第2号は、否決されました。

次に、意見書第3号原発事故被害の想定される原子力発電再稼働に反対する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第3号は、否決されました。

次に、意見書第4号ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、意見書第4号は、原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについてを本職に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句等、整理を要するものにつきましては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出をいたします。

暫時休憩いたします。

（午後5時17分 休憩）

（午後5時25分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成27年第1回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本定例会では議員の皆様には去る2月25日から本日までの28日間にわたり、慎重にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

平成27年度当初予算をはじめ、多くの重要案件につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、議第47号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第1号）を除き、その他の議案につきまして、原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の代表質問、一般質問、また議案質疑を通じまして、（仮称）野洲市立病院整備、新クリーンセンター、道路整備、河川整備、農業施策、教育施策など、さまざまな分野における施策に対しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを建設的に受けとめ、今後のまちづくりに活かしてまいります。

平成26年度も残すところあとわずかとなり、来週からは新しい年度が始まります。ただいまお認めいただきました新年度予算に基づき、市民サービスの充実とにぎわいと安心の元気な野洲を目指して、市民の皆様、また職員と力を合わせて取り組んでまいります。

最後に、議員の皆様方には多忙のことと存じますが、ご自愛の上、市民福祉の向上と市発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（河野 司君） 以上で、平成27年第1回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。（午後5時27分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年3月24日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 高橋 繁夫

署名議員 立入 三千男